



認定農業者制度を知っていますか

1. 認定農業者について

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画について認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じるものです。対象者は、年齢、性別、専業・兼業、経営の大小、経営類型、組織形態を問わず対象となります。

2. 認定農業者となるにはどうすればいいですか？

認定を受けようとする農業者は、「農業経営改善計画」を市長に提出し、認定を受けることが必要です。農業経営改善計画書は、以下の目標を立てます。

- ① 目標とする経営類型
- ② 経営改善の方向の概要
- ③ 農業経営の規模拡大の目標
- ④ 生産方式の合理化に関する目標
- ⑤ 経営管理の合理化に関する目標
- ⑥ 農業従事の態様等の改善に関する目標
- ⑦ 目標を達成するためにとるべき措置

年間農業所得の目標
1人当たり320万円以上

年間労働時間の目標
1人当たり2,000時間以内

3. 認定農業者のメリットは？

支援施策	区分	内容
経営所得安定対策	収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティーネットに申請できます。
	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	麦・大豆等のコスト割れの補填をする事業に申請できます。
融資事業	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	機械設備や技術導入のための低利な融資事業で、左記の資金は認定農業者でなければ融資が受けられません。
	農業近代化資金	
補助事業	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	機械設備や技術導入のための事業で、認定農業者は個人で申請することができます。
	農山漁村未来創造事業	
年金事業	農業者年金の保険料支援	保険料の半額を補助(青色申告認定農業者と認定農業者により差異あり)

4. 農業委員や農協理事等の認定農業者要件とは？

法律の改正により、農業委員は平成29年10月から、農協理事は平成30年6月から認定農業者や認定農業者に準ずる者が定数の過半数を超えることが条件となりました。

●問い合わせ 市農林業振興課 ☎22-2228 FAX22-2237



本市では、9月30日の任期期間満了に伴い、推薦・公募に基づく農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

【農業委員の主な業務内容】

農業委員会定例会に出席して、農地法に係る許可案件などを審議し、合議体として決定します。

【農地利用最適化推進委員の主な業務内容】

担当区域内で農地の出し手や受け手の意向などの情報収集を行い、遊休農地の発生防止と解消の推進などを行います。

【募集人数】

農業委員：19人* 農地利用最適化推進委員：17人
*認定農業者が過半数および農業者以外の者を1人以上含むようになります。

【募集区域】

農業委員は市内全域、農地利用最適化推進委員は下部の区域ごとに募集

【任期】

農業委員：3年(令和2年10月1日～令和5年9月30日)
農地利用最適化推進委員：委嘱を受けた日から農業委員の任期満了日まで

【報酬】

農業委員：年額212,000円 農地利用最適化推進委員：年額200,000円

【募集期間・募集方法】

6月1日(月)から30日(火)までに市農業委員会事務局へ所定の推薦・応募用紙を提出してください。推薦・応募用紙は同事務局で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。推薦・公募の要件などは市ホームページ(<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>)をご覧ください。推薦・公募の要件などは市ホームページ(<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>)をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の募集区域

区域名	区域を構成する地区	定数
第1区	鴨島町：上浦、牛島、麻植塚、内原、森藤、山路、中島	3人
第2区	鴨島町：鴨島、喜来、上下島、知恵島	2人
第3区	鴨島町：飯尾、敷地、樋山地、西麻植、粟島	2人
第4区	川島町全域	3人
第5区	山川町：山瀬地区	2人
第6区	山川町：川田地区	3人
第7区	美郷全域	2人
合計		17人

●問い合わせ 市農業委員会事務局 ☎22-2227 FAX22-2237